令和8年度　第3回　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費無償化事業（令和8年度分）	①　エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童生徒の給食費を無償化する。 ②　児童生徒給食費助成費 ③　中学校　112,363千円（@468円×193回×1,244人） ④　児童生徒の保護者（教職員は対象としない）	R8.4	R9.3
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応水道料金基本料金免除事業（令和8年度4～8月分）	①　物価高騰の影響を受けている市民の生活を支援するため、水道料金の基本料金を4月～8月請求分まで免除する。 （25㎜以下の家庭用（集合住宅含む）、業務用については、4～6月まで県補助金を財源とする。25㎜以下の7・8月分及び30㎜以上の4～8月分については加賀市の単独事業として本補助金を活用する） ②　水道事業会計に繰り出し、水道料金基本料金の免除に係る費用 ③　水道料金基本料金免除額及び事務費 ・基本料金減免額　151,300千円 （・対象25㎜以下家庭用　48,980×2カ月 ・対象30㎜以上家庭用　100×5カ月 ・対象25㎜以下業務用　5,120×2カ月 ・対象30㎜以上集合住宅　3,300×2カ月 ・対象30㎜以上業務用　7,200×5カ月） ・事務費　2,480千円 事務費の内容　［需用費（事務用品等）　役務費（郵送料等）　業務委託料　として支出］ ④　家庭用及び業務用（口径25ミリ以下）、家庭用、業務用及び集合住宅用（口径30ミリ以上）の給水契約者（官公庁を除く）	R8.4	R8.8
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育園等副食費無償化事業（令和8年度分）	①　エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するため、令和元年10月から給食副食費が実費徴収となっている認定こども園等に対し、保護者負担分を補助することで子育て世帯の副食費を無償化する。 ②　認定こども園等に対する助成費 ③　保育園・認定こども園分　37,338千円（@4,900円×7,736人×98.5%） 制度未移行の幼稚園等　569千円（@4,900円×7,736人×1.5%） 計　37,907千円（端数調整）（※人数は年間延べ人数） ④　認定こども園等の子育て世帯（教職員の副食費は対象外）	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する支援	学校給食費無償化事業（令和8年度分・物価高騰分加算）	①　エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童生徒の給食費を無償化する(国から交付される学校給食費負担軽減交付金(小学校)における基準額に基づく支援額を超える部分に対して、重点支援地方交付金を充当する)。 ②　児童生徒給食費助成費 ③　小学校　6,400千円（@14円×190回×2,409人）※ひと月当り基準額5,200円を上回る分 中学校　4,600千円（@17円×193回×1,418人）※№2.の事業における単価468円を上回る分 総事業費11,000千円　うち10,540千円に交付金を充当 ④　児童生徒の保護者（教職員は対象としない）	R8.4	R9.3
5	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	生活バス路線維持・活性化助成事業	①昨今の人件費や燃料費の高騰に直面するバス事業者に対し必要な支援を継続することで、市民等の移動手段であるバス路線の減便や路線縮小を未然に防ぎ、現在の運行水準を安定的に維持・確保する。 ②市内路線バス等の運行経費の一部 ③支援金　公共交通事業者　20,000千円※過年度実績から算出 ④公共交通事業者（バス）　2社　合わせて9路線、10台	R8.4	R9.3